

防衛施設周辺の生活環境の整備
等に関する法律に関する覚書

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に関する覚書」（昭和49年2月8日付）記2(1)に基づき、別途両省庁間で協議して定める改築工事は下記のとおりとする。

記

原則として事業費1,000万円未満のものとする。

（註）前記の額が工事単価の著しい上昇その他特別の事由により適当でなくなった場合においては、別途両省庁間で協議するものとする。

昭和49年2月8日

防衛施設庁次長
鶴崎 敏

建設省都市局長
吉田 泰夫

建設省道路局長
菊池 三男